

**第15回 制度設計専門会合
事務局提出資料
～一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の
事後評価について～**

平成29年1月26日（木）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

小売電気料金の事後評価

- これまで、小売電気料金については、原価算定期間経過後は毎年、本委員会（料金審査専門会合）において、各社の部門別収支や経営効率化の取組状況を聴取するとともに、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認するなど、事後評価に係る審議を行ってきたところ。
- 平成28年度以降は、電力小売事業への参入が自由化され、各事業者が自由に料金メニューを設定することが可能となり、市場競争を通じて小売り料金の低廉化を促進する仕組みとなった。（経過措置料金については引き続き事後評価を実施。）

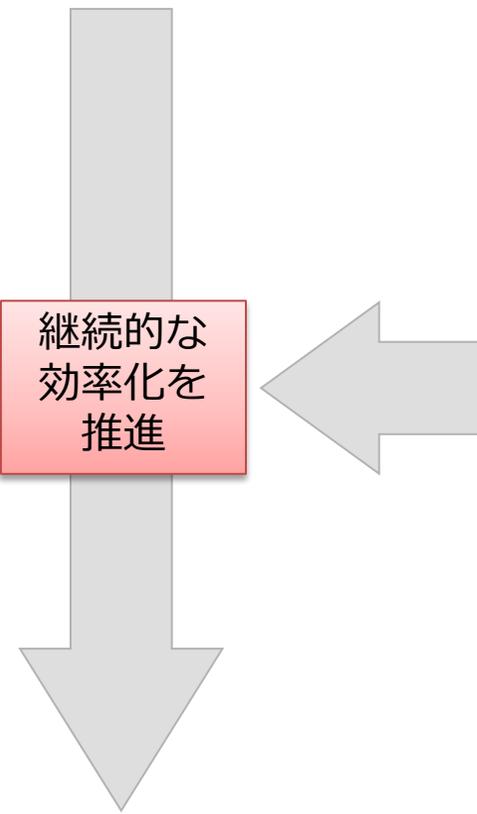
【小売電気料金の事後評価の実施状況】

	昨年度	本年度（予定）
実施時期	平成28年3月～4月	平成29年2～3月
実施方法	料金審査専門会合で審議	料金審査専門会合で審議
評価対象	平成26年度の決算等	平成27年度の決算等
対象事業者	東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力 ※ 料金改定後、原価算定期間が終了していない事業者は対象外	中部電力を除く9事業者

託送収支の事後評価 （平成29年1月24日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

- 電力小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進すべく、本委員会が**定期的（原則3年ごと）に公開の場で事後評価**を行う。

平成27年12月 全一般送配電事業者の今年度以降の託送料金を認可



継続的な
効率化を
推進

○本委員会による定期的な事後評価（今年度決算から開始）

-超過利潤累積額や想定原価と実績単価の乖離率の確認に加え、料金審査専門会合で定期的に託送収支や効率化の取組を評価。

（評価項目の例）

- 全体的な効率化の取組状況
- 託送収支（収益・費用）の増減の詳細な要因分析
- 代表的な設備に係る調達価格水準
- 高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針
- 将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針
- 効率化に向けた具体的な取組の目標（競争入札比率、仕様・設計の汎用化・標準化等）

○評価結果を踏まえた対応

-各社の取組状況を踏まえ、料金審査専門会合等での審議周期を柔軟に検討。
-先進的な取組については、他社への共有を促進。
-より効果的なインセンティブ付与の仕組みを検討。

需要減少・設備老朽化を克服し、①**効率化・託送料金の低廉化**と②**質の高い電力供給**の両立を実現